

令和4年度 豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会

令和4年 6月30日

国土交通省 中部地方整備局
豊橋河川事務所

臨時の洪水予報(発表概要、タイミング等)

- 大雨特別警報の「解除」後に、時間差で発生する氾濫への注意喚起が必要であることから、大雨特別警報の解除を「警報への切替」と表現して、今後の水位上昇の見込みなどの河川氾濫に関する情報を『臨時洪水予報』として発表します。

- 大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、時間がたってから氾濫が発生。大雨の後に時間差で発生する氾濫への注意喚起が必要



大雨特別警報の切替に合わせて河川氾濫に関する情報を発表

今後の水位上昇の見込みなどの河川氾濫に関する情報を発表し、引き続き警戒が必要であること、大河川においてはこれから危険が高まることを注意喚起

〇〇川上流部洪水予報(臨時)
令和〇年〇月〇日〇時〇分
国土交通省 〇〇河川(国道)事務所
気象庁 〇〇地方気象台

「〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

イメージ

〇県の大雨特別警報は大雨警報に切り替わり、大雨は峠を越えましたが、〔〇川の洪水はこれからも警戒が必要です / 〇県、〇県などに降った大雨による洪水が、これから〇川の下流に到達します〕。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ 〇〇川上流部 では、**氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)**を発表中です。

垂川の 井 水位観測所(B県B市) 区間において氾濫が発生。井 水位観測所(B県B市)では、水位が上昇中であり、まもなく最高水位に到達する見込み。

宇川の 絵 水位観測所(C県C市)では、水位が上昇中であり、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込み。氾濫のおそれあり。

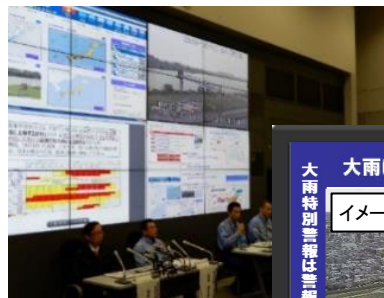
宇川の 尾 水位観測所(D県D市)では、避難判断水位を超過しており、水位は上昇中。

香川の 木 水位観測所(E県E市)では、水位は上昇中。今後の水位に留意。

河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
垂川	井 (B県B市)	氾濫発生中	水位上昇中。まもなく最高水位
宇川	絵 (C県C市)	氾濫危険水位超過	水位上昇中

メディア等を通じて住民へ適切に注意喚起

メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るため、予め本省庁等の合同記者会見等による周知を図るとともに、SNSや気象情報等あらゆる手段で注意喚起を実施



臨時の洪水予報(発表概要、タイミング等)

● 発表のタイミングについて

- 大雨特別警報が発表されている府県予報区において、特別警報が警報等へ切り替えられる際※に、国管理河川の予報区域において想定する氾濫域がその府県予報区に含まれる場合、速やかに発表。

※発表されている大雨特別警報は、大雨警報や大雨注意報に切り替えられるほか、すべて解除される場合などがある。

- 同一予報区域が想定する氾濫域が複数府県予報区に関係する場合は、切替の都度、発表することとするが、短時間で連続して切替となる場合はその旨を記載のうえ、まとめて発表。

〇〇川上流部洪水予報(臨時)
令和〇年〇月〇日〇時〇分
国土交通省 〇〇河川(国道)事務所
気象庁 〇〇地方気象台

「〇県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」

〇県の大雨特別警報は大雨警報に切り替わり、大雨は峠を越えましたが、〔〇川の洪水はこれからも警戒が必要です / 〇県、〇県などに降った大雨による洪水が、これから〇川の下流に到達します〕。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。

■ 〇〇川上流部 では、**氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)**を発表中です。

亜川の 井 水位観測所(B県B市) 区間において氾濫が発生。井 水位観測所(B県B市)では、水位が上昇中であり、まもなく最高水位に到達する見込み。

宇川の 絵 水位観測所(C県C市)では、水位が上昇中であり、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込み。氾濫のおそれあり。

宇川の 尾 水位観測所(D県D市)では、避難判断水位を超過しており、水位は上昇中。

香川の 木 水位観測所(E県E市)では、水位は上昇中。今後の水位に留意。

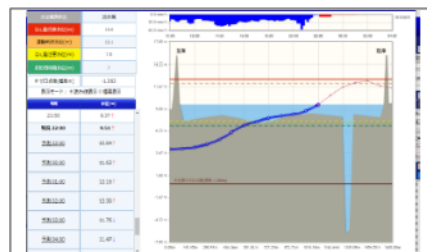
河川名	水位観測所	水位状況	今後の見込み
亜川	井 (B県B市)	氾濫発生中	水位上昇中。まもなく最高水位
宇川	絵 (C県C市)	氾濫危険水位超過	水位上昇中
宇川	尾 (D県D市)	避難判断水位超過	水位上昇中
香川	木 (E県E市)	今後の水位に留意	水位上昇中

発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。
川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>
気象庁HP <https://www.jma.go.jp/>

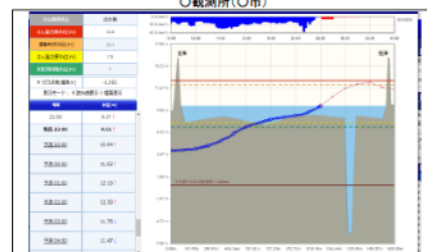
問い合わせ先
水位関係: 国土交通省 〇〇河川(国道)事務所 tel:xx-xxxx-xxxx
気象関係: 気象庁 〇〇地方気象台 tel:xx-xxxx-xxxx

発表資料イメージ

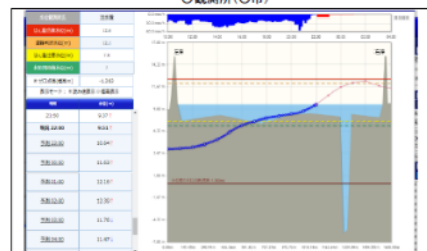
(参考資料)



〇観測所(〇市)



〇観測所(〇市)



〇観測所(〇市)

- 発表中の洪水予報を踏まえ、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後も河川氾濫の危険が迫っていることを広く周知

- 6 時間先までの水位予測については「参考資料」として掲載

参考資料イメージ

出典:国交省作成資料より

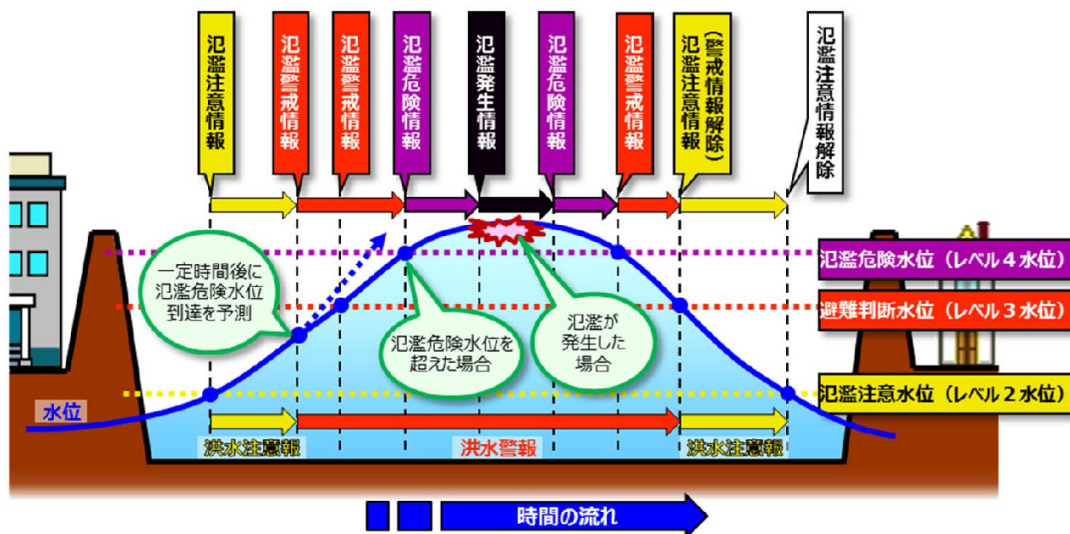
氾濫危険情報の発表前倒しについて

- 現在、国管理河川の指定河川洪水予報では、氾濫危険水位※1に到達したときに氾濫危険情報を発表している。
 - ※1 洪水により、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位
- 今般、基準地点において、氾濫する可能性のある水位※2に3時間先※3までに到達する見込みの場合は、予測に基づいて氾濫危険情報を発表できるよう運用を改善する。
 - ※2 氾濫危険水位を上回る所定の水位
河川区域内で最も越水・溢水の可能性が高い箇所での氾濫が始まる時の水位を、そこを受け持つ水位観測所における水位に換算した水位
 - ※3 流出の速い河川では、柔軟に運用
- 予測に基づく氾濫危険情報は、令和4年6月13日から運用。

指定河川洪水予報とは

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるよう、国または国と都道府県が共同で、あらかじめ指定した河川について、区域を決めて水位または流量を示して行う洪水の予報。

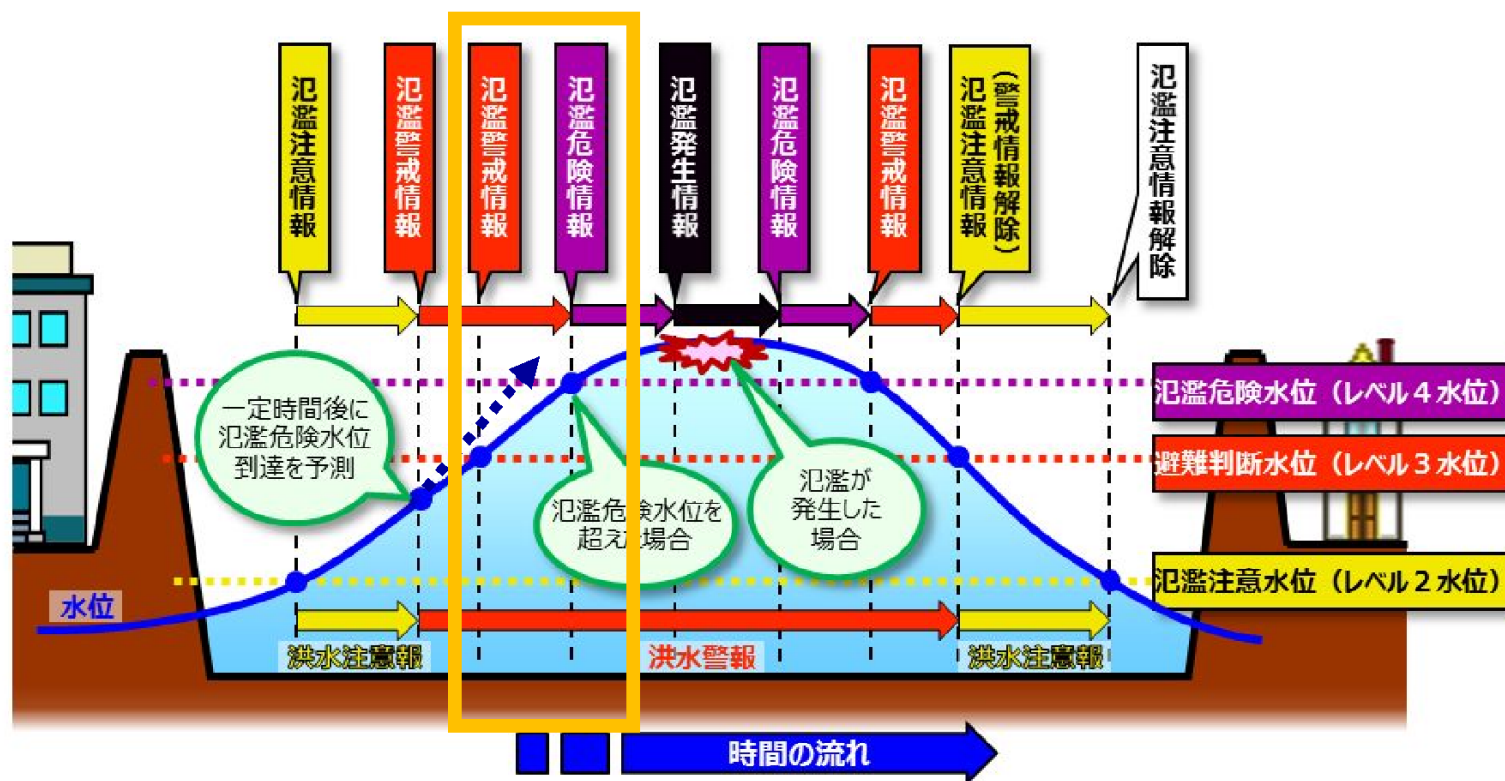
洪水予報の標頭（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
○川氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫の発生 （氾濫水の予報※）	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】
○川氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位（レベル4水位）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】
○川氾濫警戒情報 （洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位（レベル4水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】
○川氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】



指定河川洪水予報の運用上の効果

改善前

実況水位が氾濫危険水位に到達した場合に、
氾濫危険情報（警戒レベル4相当；避難指示の目安）を発表



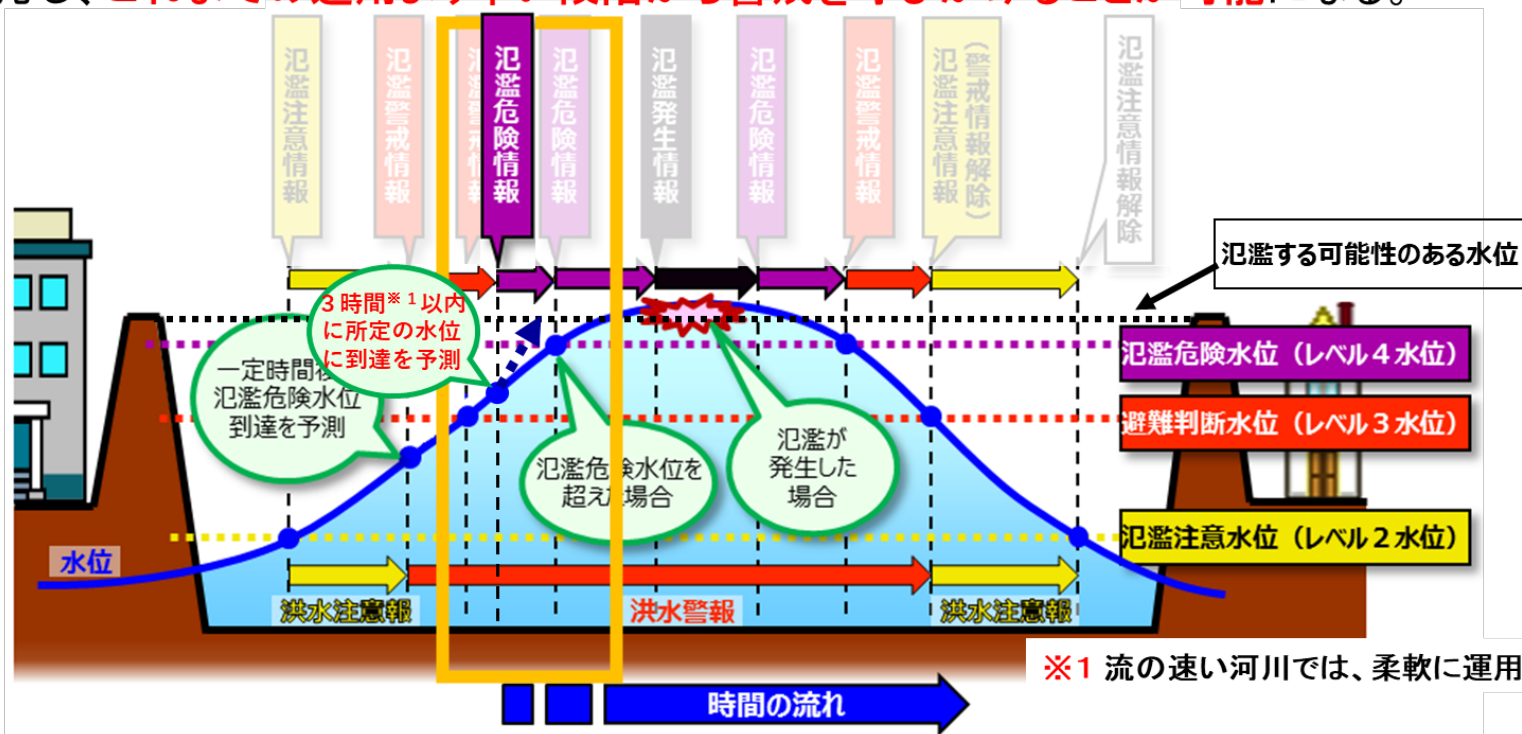
指定河川洪水予報の運用上の効果

改善後

従来の運用に加えて

3時間先までの予測水位が所定の水位に到達した場合に、
 氾濫危険情報（警戒レベル4相当；避難指示の目安）を発表

これにより、氾濫危険水位の設定時に考慮した条件を上回る急激な水位上昇に対応し、**これまでの運用より早い段階から警戒を呼びかけることが可能になる。**



指定河川洪水予報の内容と変更箇所

予測に基づく氾濫危険情報は、新しい見出し及び主文で発表されます。

見出し

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】〇〇川では、急激な水位の上昇により、氾濫のおそれあり

主文

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、急激な水位の上昇により、今後、氾濫危険水位を超過する見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

正規

ろっかくがわ
六角川氾濫危険情報

六角川洪水予報第11号
洪水警報
令和3年08月14日17時40分

おほせきあふれおそれおそろい
武雄河川事務所 佐賀地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】六角川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

(主文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。六角川の湖見橋水位観測所（武雄市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。六角川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、武雄市、嬉野市、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に60ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

	13日17時30分~14日17時30分	14日17時30分~14日17時30分	14日17時30分~14日20時30分
--	---------------------	---------------------	---------------------

```

<Headline>
<Text>【警戒レベル4相当情報 [洪水]】六角川では、…….</Text>
<Information type="指定河川洪水予報 (予報区域)">
<Item>
<Kind>
<Name>氾濫危険情報</Name>
<Code>41</Code>
<Condition>洪水警報</Condition>
</Kind>

```

```

<Body>
<Warning type="指定河川洪水予報">
<Item>
<Kind>
<Property>
<Type>主文</Type>
<Text>
【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。……
</Text>
</Property>

```


第1号 議案(共通) 令和3年度 会務及び事業報告

【会務】

1. 豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会 委員会
(豊川水防災サミット、豊川圏域水防災協議会、豊川水防連絡会と合同で実施)
 - ①日時: 令和3年5月28日(金)
 - ②場所: ー (Web開催)
 - ③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員
 - ④議題
 - ・令和2年度 会務及び事業報告
 - ・令和3年度 会務及び事業計画(案)
 - ・連絡会規約及び役員名簿
 - ・その他情報提供

【事業計画(案)】

1. 洪水対応演習
 - ①日時: 令和3年4月20日(火)8:30~16:00
 - ②内容: 洪水予報文の伝達に際し、迅速・確実な伝達を図るため、実際の洪水を想定した洪水対応演習を行う。
 - ③対象者: 国土交通省及び名古屋地方気象台

第2号 議案(共通) 令和4年度 会務及び事業計画(案)

【会務】

1. 豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会 委員会
(豊川水防災サミット、豊川圏域水防災協議会、豊川水防連絡会と合同で実施)
 - ①日時: 令和4年6月30日(木)
 - ②場所: ー (Web開催)
 - ③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員
 - ④議題
 - ・令和3年度 会務及び事業報告
 - ・令和4年度 会務及び事業計画(案)
 - ・連絡会規約及び役員名簿
 - ・その他情報提供

【事業計画(案)】

1. 洪水対応演習
 - ①日時: 令和4年4月26日(火)8:30~16:00
 - ②内容: 洪水予報文の伝達に際し、迅速・確実な伝達を図るため、実際の洪水を想定した洪水対応演習を行う。
 - ③対象者: 国土交通省及び名古屋地方気象台

豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会規約

第2章 役員

第1章 総則

(役員)

第5条 本会は下記の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 委員 若干名
4. 幹事長 1名
5. 幹事 若干名

(会長)

第6条

1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
2. 会長は豊橋河川事務所長をもってこれにあてる。

(副会長)

第7条

1. 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
2. 副会長は名古屋地方気象台長をもってこれにあてる。

(委員)

第8条

1. 委員は会務を評議する。
2. 委員は関係官公庁及び諸団体の長又はその推薦によるものの中から、会長がこれを委嘱する。

(幹事長)

第9条

1. 幹事長は会務を処理する。
2. 幹事長は豊橋河川事務所副所長をもってこれにあてる。

(名称)

第1条 本会は「豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会」と称する。

(目的)

第2条 本会は水防法及び気象業務法に基づき豊橋河川事務所と名古屋地方気象台が共同して行う豊川及び豊川放水路の洪水予報業務に資するため、豊川水系内各官公庁及び諸団体の間に気象、水位などの迅速、確実な連絡を図り、もって水害の予防及び軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、豊川水系内関係官公庁及び諸団体をもって構成する。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 豊川及び豊川放水路洪水予報業務として実施する観測通報、予報の連絡に協力すること。
2. 豊川及び豊川放水路洪水予報に関する調査研究に協力すること。
3. 会員相互の密接な連絡を図ること。
4. 水防に関する知識の普及を図ること。
5. その他、本会の目的を遂行するために必要と認められる事項。

第4章 雑 則

(幹 事)

第10条

1. 幹事は会務の企画及び相互連絡にあたる。
2. 幹事は委員の推薦する者の内から会長がこれを委嘱する。

第3章 運 営

(委員会)

第11条

1. 本会の運営は委員会の決議による。
2. 委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき、会長が招集し会務を評議する。
3. 委員会の議長は会長をこれにあてる。

(幹事会)

第12条 幹事会は幹事長が必要と認めたとき幹事長が招集し会務の企画にあたる。

(事務局)

第13条

1. 本会の事務局は豊橋河川事務所調査課内に置く。
2. 事務局職員は豊橋河川事務所及び名古屋地方気象台職員のうちから洪水予報担当者をもってあてる。
3. 事務局職員は幹事長の指示を受け本会の事務を処理する。

(規約の改正)

第14条 本規約の変更は委員会の決議によらなければならない。

(付 則)

第15条 この規約は平成10年6月3日から実施する。
この規約は平成13年1月6日から実施する。
この規約は平成14年6月12日から実施する。
この規約は平成15年6月9日から実施する。
この規約は平成17年5月23日から実施する。

豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会 役員名簿

会長 豊橋河川事務所長

副会長 名古屋地方気象台長

委員 名古屋地方気象台防災管理官
陸上自衛隊第10特科連隊第2科長
愛知県警察本部警備部災害対策課長
愛知県建設局河川課長
愛知県防災局災害対策課長
豊橋市水防管理者(豊橋市長)
豊川市水防管理者(豊川市長)
新城市水防管理者(新城市長)
独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部長
(一財)河川情報センター名古屋センター所長

幹事長 豊橋河川事務所副所長
幹事 豊橋河川事務所調査課長
名古屋地方気象台水害対策気象官
愛知県建設部河川課主査
(一財)河川情報センター名古屋センター参事役

(1) 気象庁雨量観測所

流域	観測所名		所在地	標高(m)
豊川	作手	つくで	愛知県新城市作手高里字木戸口	532
	新城	しんしろ	愛知県新城市富沢字広瀬	53

(2) 国土交通省雨量観測所

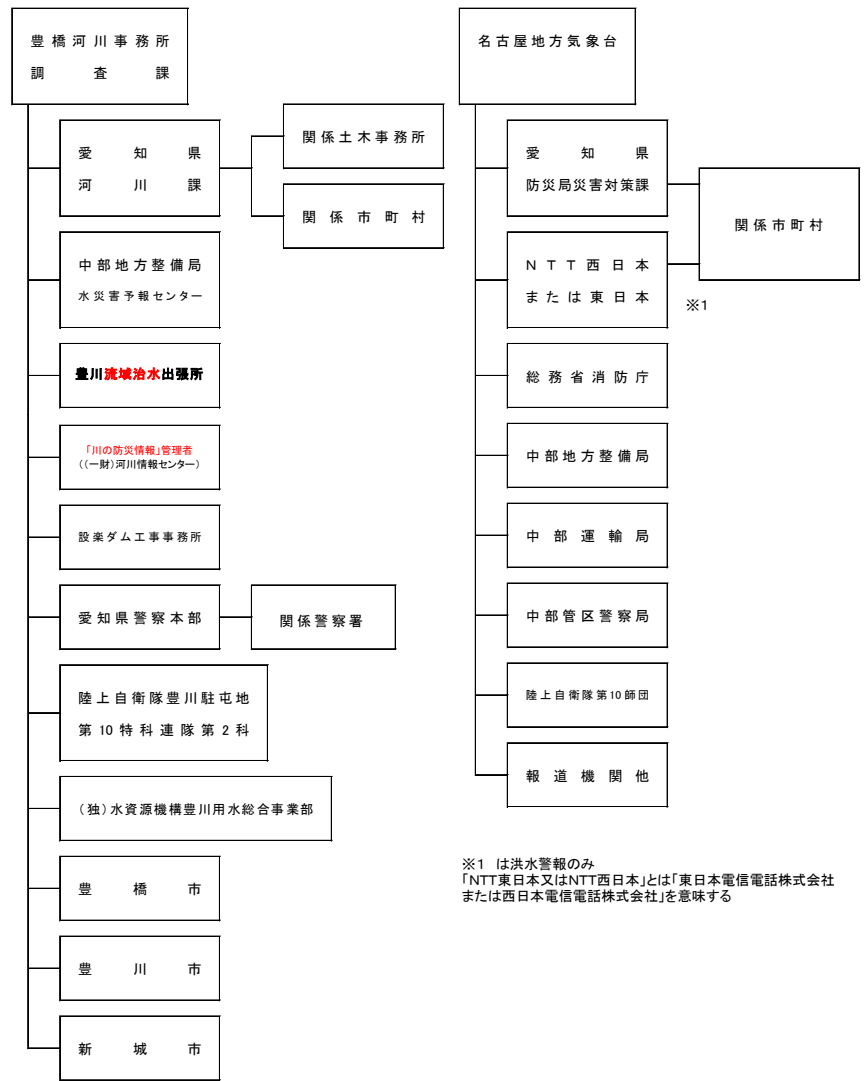
流域	観測所名		所在地	標高(m)
豊川	田口	たぐち	愛知県北設楽郡設楽町大字田口字シウキ	465
	布里	ふり	愛知県新城市布里字島貝津	180
	川合	かわい	愛知県新城市川合字内貝津	146

(3) 国土交通省水位観測所

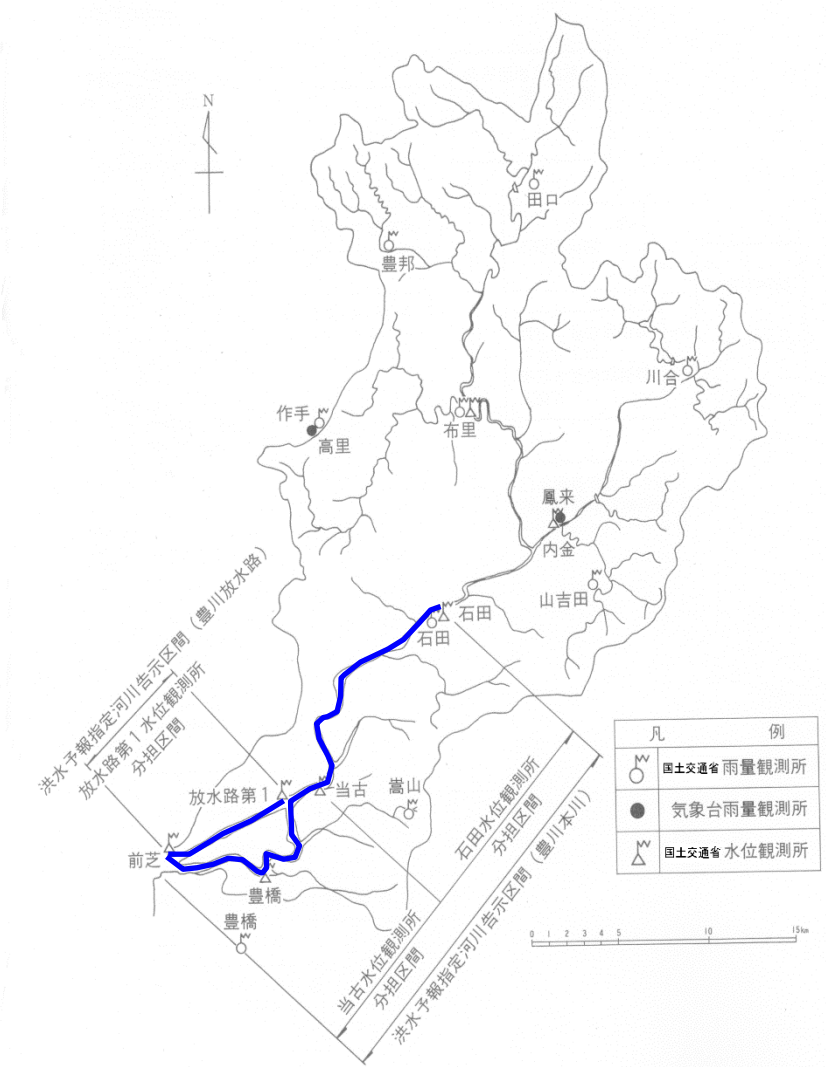
河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
					レベル1水位	レベル2水位	レベル3水位	レベル4水位	
豊川	石田	いしだ	左岸 27.6 km	愛知県 新城市 庭野	2.40	4.20	6.20	7.40	8.13
	当古	とうこ	右岸 13.2 km	愛知県 豊川市 当古町	3.30	4.70	6.20	7.10	7.62
	放水 路第 一	ほうす いろだ いいち	右岸 6.6 km	愛知県 豊川市 柑子町	5.00	7.00	9.10	9.10	10.64

数値は量水標の読値：m

連絡系統図



洪水予報区間・観測所位置図



豊川R3年7月出水予警報の発令状況

2観測所の観測水位より、水防警報を延べ4回、洪水予報・水位到達情報を延べ7回発令した。

※解除を除く

なお、R3年度の豊川放水路ゲート操作回数は4回であった。

○水防警報

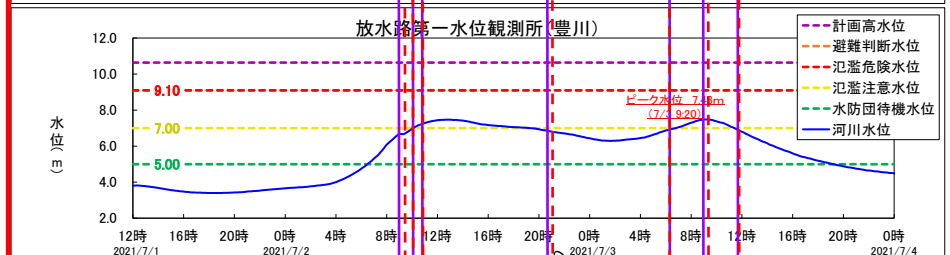
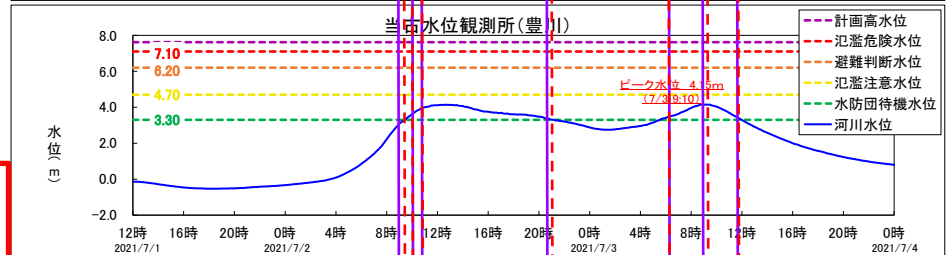
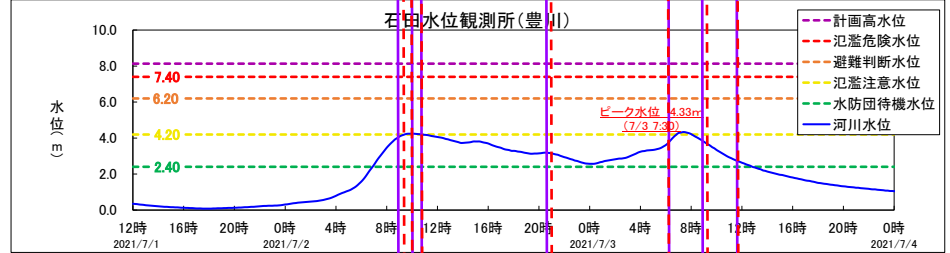
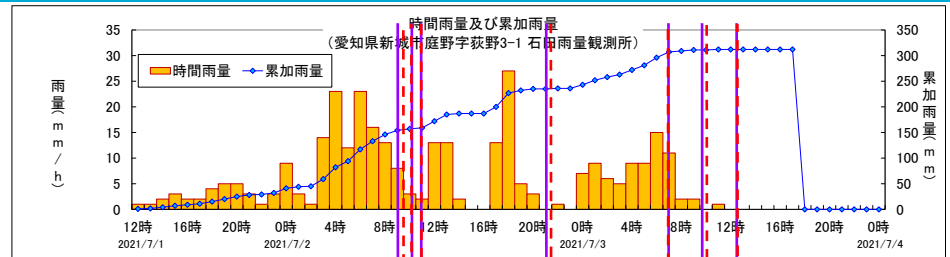
河川名	観測所名	準備	出動	情報	解除
豊川及び豊川放水路	石田	①7/2 9:40	-	-	②7/2 11:10
	放水路第1	①7/2 10:30	-	-	②7/2 21:20
	石田	①7/3 7:10	-	-	②7/3 8:30
	放水路第1	①7/3 7:10	-	-	②7/3 11:50

注意1：○数字は発令番号

○洪水予報・水位到達情報

河川名	観測所名	注意報	解除
豊川及び豊川放水路	石田	①7/2 9:50 氾濫注意	②7/2 10:30 氾濫注意 解除
	放水路第1		②7/2 10:30 氾濫注意 ③7/2 11:10 氾濫注意 解除
	石田	①7/3 7:10 氾濫注意	解除 ②7/3 8:40 解除
	放水路第1	①7/3 7:10 氾濫注意	②7/3 8:40 氾濫注意 ③7/3 11:50 解除

注意1：○数字は発令番号



水防警報準備(石田) 7/2 9:40
 氾濫注意解除(石田) 7/2 9:50
 水防警報準備(放水路第1) 7/2 10:30
 氾濫注意解除(放水路第1) 7/2 10:30
 水防警報解除(石田) 7/2 11:10
 氾濫注意解除(石田) 7/2 11:10
 水防警報解除(放水路第1) 7/2 21:20
 氾濫注意解除(放水路第1) 7/2 21:20
 水防警報準備(石田・放水路第1) 7/3 7:10
 氾濫注意解除(石田・放水路第1) 7/3 7:10
 水防警報解除(石田) 7/3 8:30
 氾濫注意解除(石田) 7/3 8:40
 水防警報解除(放水路第1) 7/3 11:50
 氾濫注意解除(放水路第1) 7/3 11:50

豊川R3年8月出水予警報の発令状況

3観測所の観測水位より、水防警報を延べ6回、洪水予報・水位到達情報を延べ9回発令した。
 ※解除を除く
 なお、R3年度の豊川放水路ゲート操作回数は4回であった。

○水防警報

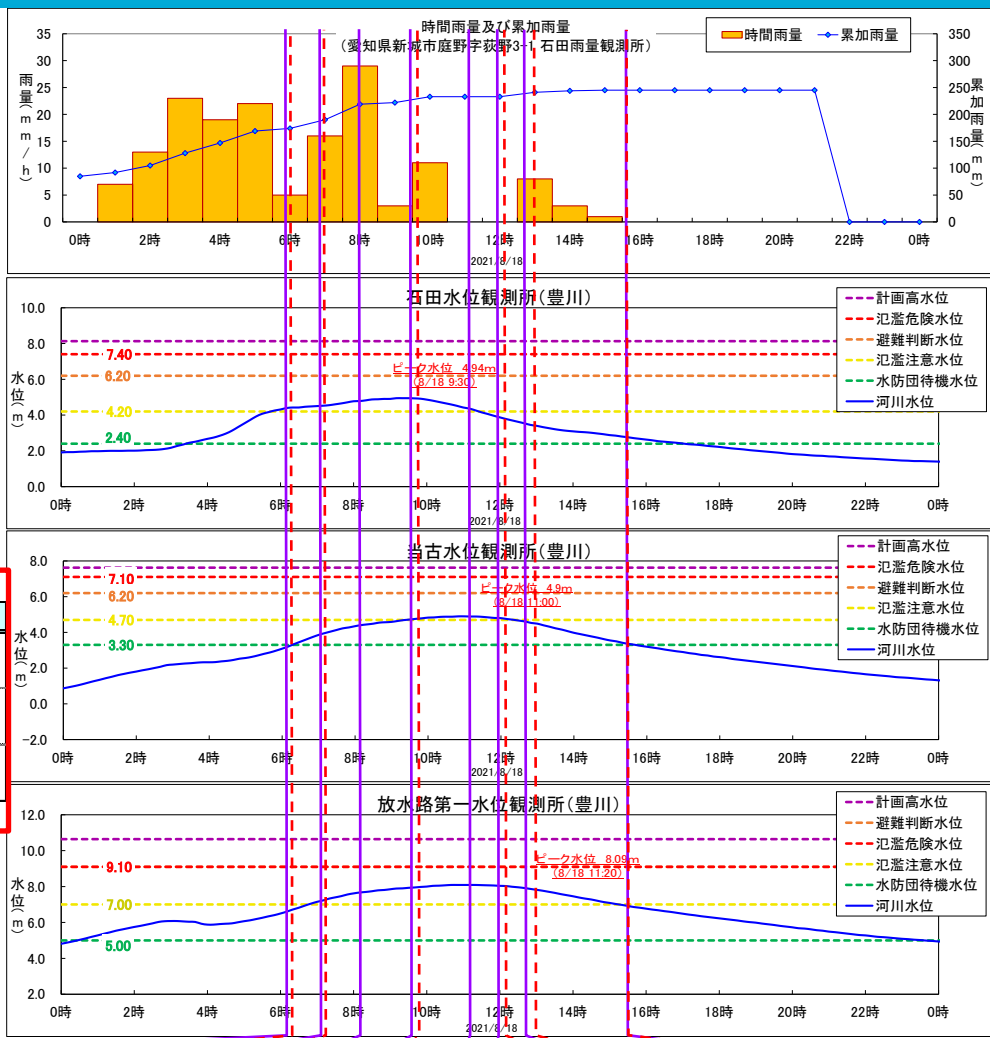
河川名	観測所名	準備	出動	情報	解除
豊川及び豊川放水路	石田	①8/18 6:10	②8/18 8:10	-	-
		③8/18 11:10	-	-	④8/18 12:00
	放水路第1	①8/18 7:00	②8/18 8:10	-	③8/18 15:30
	当古	①8/18 9:40	-	-	②8/18 12:50

注意1：○数字は発令番号

○洪水予報・水位到達情報

河川名	観測所名	注意報	出動	情報	解除
豊川及び豊川放水路	石田	①8/18 6:20 氾濫注意	②8/18 7:10 氾濫注意	③8/18 9:50 氾濫注意	④8/18 12:10 解除
	放水路第1		②8/18 7:10 氾濫注意	③8/18 9:50 氾濫注意	④8/18 12:10 氾濫注意
	当古			③8/18 9:50 氾濫注意	④8/18 12:10 氾濫注意

注意1：○数字は発令番号



水防警報準備(石田) 8/18 6:10
 氾濫注意報発令(石田) 8/18 6:20
 水防警報準備(放水路第1) 8/18 7:00
 氾濫注意報発令(放水路第1) 8/18 7:10
 水防警報出動(石田・放水路第1) 8/18 8:10
 水防警報準備(当古) 8/18 9:40
 氾濫注意報発令(当古) 8/18 9:50
 水防警報準備(石田) 8/18 11:10
 水防警報解除(石田) 8/18 12:00
 氾濫注意報解除(石田) 8/18 12:10
 水防警報解除(当古) 8/18 12:50
 氾濫注意報解除(当古) 8/18 13:00
 水防警報解除(放水路第1) 8/18 15:30
 氾濫注意報解除(放水路第1) 8/18 15:30